

医療法人設立認可後の手続きについて

秋田県健康福祉部医務薬事課

設立認可後に医療法上必要となる主な手続きについてまとめましたので、参考にしてください。

- 1 設立の認可及びその他設立に必要な手続き（拠出金の払込等）が終了した日から、2週間以内に法務局へ設立登記を行ってください。（登記の詳細については、法務局又は司法書士へ御確認ください。）
 - 2 設立登記後、医療法人登記届（様式第43号）に医療法人の登記事項証明書を添付して、所管の保健所へ遅滞なく、届出を行ってください。
 - 3 次については、毎会計年度終了後に届出が必要です。失念されないようご注意ください。
 - 医療法人事業報告書等届（様式第40号）
 - ・事業報告書等の添付書類の作成が必要。会計年度終了後3ヶ月以内に届出すること
 - ・紙による届出又は医療機関等情報支援システム（通称：G-MIS）による届出を行うこと。
 - 医療法人登記届（様式第43号）
 - 資産額の変更、理事長の変更（重任を含む）など。登記後、遅滞なく届出すること。
 - ※資産の総額の変更の登記は、組合等登記令第3条3項により、毎会計年度末日から3ヶ月以内にする必要があります。
 - 4 役員（理事、監事）の変更があった場合は、社員総会での決議後、医療法人役員変更届（様式第44号）を遅滞なく、届出すること。
 - 5 定款変更認可申請など県の認可が必要な手続きが発生する場合は、時間に余裕をもって事前に御相談ください（トラブル回避のためにも、事前相談は出来るだけ行うようにしてください。）。なお、案件審査にあたっては事業報告書等届など医療法上必要な届出が済んでいることを確認します。
 - 6 各種書類の提出先は、所管の保健所です。（秋田市は、秋田市保健所です。）
 - 7 医療法人制度については、医療法令の他、以下のサイトを参考にしてください。
 - 厚生労働省－医療法人・医業経営のホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyou/index.html
 - 秋田県公式サイト 美の国秋田ネット－医務薬事課（医務関係）
 - 医療法人の手続き <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56483>
 - 医療法人の事業報告書等届の改正について <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/64385>
 - 医療法関係様式 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2219>
- ※認可申請及び届出に必要な様式はこちらからダウンロードしてください。（最新の様式を使用してください。）